

件名	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
主管課	雇用対策室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入する。ただし、必要がある場合は、予算に計上して、目的を達成するために要する経費に充てることことができる。</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	平成21年3月31日までの間において規則で定める日(平成24年3月31日限り失効)
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金事業の概要 委託事業 地域のニーズがあり、失業者の短期的なつなぎ就業にふさわしい事業 委託対象 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人等 雇用要件 ・対象者 失業者 ・期間 6か月未満(更新は原則不可) 直接実施事業 県が の委託対象事業を直接実施 補助事業 市町が の委託事業及び の直接実施事業を実施する場合に補助 生活・就労相談支援事業 県が「求職者総合支援センター」を設置し、求職者に対する生活・就労相談を行う。 (国の職業相談・紹介業務と一体的に実施)</p> <p>2 基金繰入額見込み 平成20年度 10億円</p> <p>3 基金の残額の処分 基金は平成24年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付する。</p>	